

INFORMATION

水巻町役場 ☎ 201-4321
FAX 201-4423

中央公民館 ☎ 201-0401
FAX 201-0411

南部公民館 ☎ 202-2472
FAX 202-2473

総合運動公園
・スポーツ振興係 ☎ 201-4000
・テニスコート ☎ 201-5757

いきいきほーる
健康課 ☎ 202-3212
FAX 202-3621

子育て
支援センター ☎ 203-5772
FAX 203-5806

ほっとステーション ☎ 203-1555
(児童少年相談センター) FAX 203-1553

図書館 ☎ 201-5000
FAX 201-0995

歴史資料館 ☎ 201-0999

障害者福祉センター ☎ 201-0794

サクラほーる (高齢者福祉センター)
☎ 201-3344

北九州市上下水道局

・お客様センター ☎ 582-3031
・西部工事事務所 ☎ 644-7820

コミュニティ無線 確認ダイヤル
☎ 201-9119

遠賀中間休日急病センター
★休日救急医療★ ☎ 282-9919

水巻町新型コロナ相談窓口
平日午前9時～午後5時 ☎ 202-3212

労使交渉が進展しない
ときは県労働委員会へ

労働組合と使用者の労働問題
のあっせんや不当労働救済行為
の申し立ては、県労働委員会へ
相談してください。

●問い合わせ
県北九州労働者支
援事務所
☎ 967-3945



お知らせ

住宅改修で固定資産税が
減額できることがあります

次の工事を行ったときは、工事完
了後3か月以内の申請で固定資産
税が減額できることがあります。

▽住宅のバリアフリー改修
▽住宅の断熱性能を高めるような
省エネ改修

▽昭和57年1月1日以前に建てら
れた住宅の耐震改修

●問い合わせ 役場固定資産税係
新築・増築などの調査で
町職員が訪問します

家屋の新築・増築の評価漏れ、滅
失漏れなどがないかを調査するた
め、町職員が訪問することがあり
ます。固定資産税の決定に必要な
調査ですので、皆さんの協力をお
願いします。また、次のときは、
役場に届け出てください。
▽建物の全部または一部を壊した

▽土地や建物の所有者が住所を変
更した
▽土地や建物の所有者が亡くなった
▽納税管理人を指定・変更する
※町職員をかたる詐欺に注意して
ください。訪問の際は身分証を
提示します。

●問い合わせ 役場固定資産税係

ありのままを生きる
オードリー・ヘプバーン写真展

●とき 9月10日(土)～10月
23日(日)

※9月12日(月)・20日(火)・26
日(月)・10月3日(月)・11日
(火)・17日(月)は休館します。

●ところ 九州芸文館(筑後市大
字津島)

●費用 小学生・中学生 300円
▽高校生・大学生 500円
▽一般 800円

※65歳以上の人は600円です。
※身体障害者手帳・療育手帳・精神障
害者保健福祉手帳の交付を受けて

いる人とその介助者は無料です。
※20人以上の団体は割引があります。
●問い合わせ 九州芸文館 ☎ (0
942) 52局6435番

一人一人の心掛けが大切
秋の交通安全県民運動

9月21日(水)～30日(金)は
秋の全国交通安全運動です。運
転者も歩行者も、交通ルールを守
って交通事故を防ぎましょう。

●交通安全のポイント
▽飲酒運転を絶対にしない、させ
ない、許さない。そして、見逃
さない。飲酒運転を見かけたら
迷わず110番通報しましょう。

▽横断歩道は歩行者優先です。道
路の横断は危険ですので、横断
歩道を渡るようにしましょう。

▽夕方や夜間に外出するときは、反
射材用品や明るい服装を着用し
ましょう。
▽全ての座席で正しくシートベル
トを着用しましょう。

●問い合わせ 役場庶務係

楽しく汗をかこう
テニス大会を開催します

●とき 10月2日(日)
※雨天の場合、10月9日(日)に
延期します。

●ところ 総合運動公園テニスコ
ート

●対象 高校生以上の人

●種目・定員
▽女子ダブルス・12組
▽ミックスダブルス・12組

※共に先着順で、ダブルエントリ
ーはできません。

●参加料 1組2000円
●申込期間 9月12日(月)～22
日(木)

●申込方法 テニスコート管理事
務所窓口で申し込んでください。

●問い合わせ 役場スポーツ振興
係(総合運動公園内)

相談

不動産の悩みや疑問
プロが無料で答えます

土地や建物の専門家である不動
産鑑定士に、悩みを無料で相談で
きます。

●とき 10月5日(水)午後1
時～4時

●ところ 役場302会議室
●対象 町内に不動産を持つて
いる人

●内容 土地の価格水準、賃料
水準、有効利用などの不動産に
関する総合相談

※相談時間は1組30分です。

●定員 12組(先着順)

●申込方法 予約が必要です。事
前に電話で役場管財係に申し込
んでください。

●問い合わせ 役場管財係

司法書士が支援します
養育費の電話相談会

福岡県青年司法書士協議会は、
養育費支払い手続きを支援するた
めの司法書士による電話相談会を
開催します。

●とき 9月25日(日)午前10
時～午後4時

●費用 無料
●相談電話番号 ☎ (0120)
567局301番

悩まず相談しよう
職場のハラスメント集中相談会

電話と面談による職場のハラス
メント(パワハラ、セクハラ、マ
タハラ)集中相談会を行います。

職場でのハラスメントに悩んで
いる人は一人で悩まずに相談して
ください。秘密は厳守し、相談内
容に応じて弁護士とも連携を行
います。

●とき 9月27日(火)・28日
(水)午前9時～午後8時

※受け付けは午後7時30分までです。
●ところ 県北九州労働者支援事

職員が訪問します
訪問型ケアプラン点検事業

福岡県介護保険広域連合では介
護給付適正化のため、訪問型ケア
プラン点検事業を実施しており、
その一環として利用者訪問調査
を実施しています。

この調査は介護保険サービスを
利用している人の自宅へ福岡県介
護保険広域連合の職員が事前連絡
なしで訪問し、サービスの利用状
況を聞き取ります。調査への協力
をお願いします。

●問い合わせ 福岡県介護保険広
域連合監査指導係 ☎ (092) 9
81局9075番

募集

就業希望の高齢者登録・
求人企業の募集

●登録者募集
おおむね60歳以上の人に就業の
機会を提供しています。

務所(小倉北区浅野)
●問い合わせ 県北九州労働者支
援事務所 ☎ 967局3945番

社会福祉協議会の
相談事業

【住民相談員の住民相談】
相談は電話でも受け付けます。

●とき 毎週月曜日・金曜日(祝
日は除く) 午後1時～4時

※受け付けは午後3時30分までです。
【行政相談委員の行政相談】

●とき 9月12日(月) 午後1
時～4時

※受け付けは午後3時30分までです。
【共通事項】

●ところ 社会福祉協議会(いき
いきほーる2階)

●問い合わせ 社会福祉協議会
☎ 202局3700番

愛のおくりもの
あじがと(き)ま

7月11日～8月9日受付分
【香典返し寄付】

吉田三 故・成元 サチ様
江藤 力様
故・品田 晃男様
品田 洋子様
故・大田 茂子様
大田 一幸様

古い戸籍をたどり、家系図を作成いたします

- ▶ ご自身の楽しみのために
- ▶ 家系の記録を残すために
- ▶ ご両親へのプレゼントに
- ▶ 相続手続きのために

家系図の窓口: 093-642-6033 ※不在時は留守電にメッセージをお願い致します
八幡西区黒崎二丁目 10-14 ヤマガタビル 1階 (黒崎行政書士事務所内)



家族で参加できます 講座倶楽部（染色・陶芸）

ものづくりを通して子どもが夢中になれることを見つけませんか。

●対 象 幼児～中学生の子どもがいる家族（2～4人）
※子どもだけの参加はできません。

※託児はありません。保護者と一緒に作業ができる年齢の子どもと参加してください。

●費 用 各コース 2,000 円
※参加が1組5人以上になる場合は、大人1人につき500 円、子ども1人につき300 円で追加できます。

●申込方法 役場生涯学習係に電話するか、QRコードの受付フォームから申し込んでください。

●申込期限 10月25日（火）午後5時
※受講の案内は、締切後ハガキで通知します。

●問い合わせ 役場生涯学習係 ☎ 201-4321



【染色コース】
お弁当包みなどにも使いやすい大きめのハンカチを、洗うほどに馴染む藍染などで染めます。

●と き 11月12日（土）午前9時30分～正午

●ところ 中央公民館

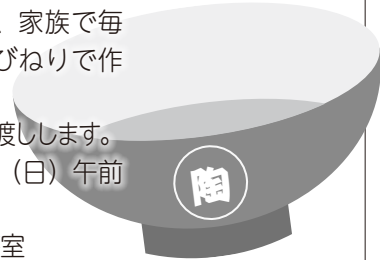
【陶芸コース】

お茶碗や小皿など、家族で毎日使えるうつわを手びねりで作ります。

※作品は本焼きの後、お渡しします。

●と き 11月27日（日）午前9時30分～正午

●ところ 水巻町陶芸室

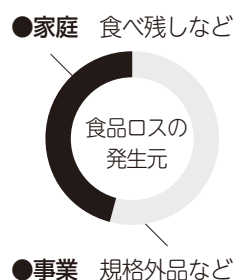


まずは家庭から 食品ロスを減らそう

町の環境情報を発信
環境 station

本来食べることでできた食品が捨てられてしまうことを食品ロスといいます。食品ロスは資源の無駄遣いであり、焼却や埋め立てなどによる環境負荷を増やす深刻な社会問題です。

国の統計によると、全国で1年間に発生する食品ロスは約570万トンといわれています。そのうち家庭から発生する食品ロスは約261万トンで、全体の約46%を占めています。



「買い過ぎない」「作り過ぎない」「食べ切る」。小さな行動も、一人一人が取り組むことで食品ロスの大きな削減につながります。

●問い合わせ 役場環境係 ☎ 201-4321

カップル続々誕生 商工会青年部主催恋活イベント

平均カップリング率
約39%!

水巻町商工会青年部では、多くの独身男性・女性の出会いと交流を広げ地域に貢献するため恋活イベントを開催します。

●と き 10月30日（日）午後1時50分～5時
※受け付け時間は午後1時～1時45分です。

●ところ 中央公民館

●対 象 独身で24～40歳くらいの男女

●内 容 積極的に健全な出会いを求める独身男女の交流

●定 員 男女各30人（先着順）

●費 用 男性3,500円・女性2,500円

●申込方法 右のQRコードを読み取り、ホームページから申し込んでください。

●問い合わせ 水巻町商工会 ☎ 201-7551



編集後記

■今号の特集は認知症。編集の際に参考にした町の「認知症ガイドブック」には、認知症の詳しい症状や支援制度、受診機関、相談先などが詳しく書かれています。認知症を学びたいという人や、自分自身や身近な人が認知症になったときにも参考になる冊子です。

それから急な声掛けにも関わらず、取材に応じてくださいました河野さんありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。（山本あ）

■夏休みということもあり、撮影や取材などで子どもたちとふれあう機会が多く、暑い中でも元気な様子に夏を感じました。一方で私個人としては、まだ夏を感じるようなことをしていません。気分だけでもと、長編の怪談本を購入しました。結末としては読者も巻き込まれるようないわゆる「自己責任系」で、読後感是最悪でしたが、ある意味思い出に残りました。（奥園）

この広報紙は再生紙を使用しています。

所得が少ない人を支援 年金生活者給付金制度

国民年金アラカルト

年金生活者支援給付金とは、年金を含めても所得が少ない人の生活を支援するため、これまでの年金額に上乗せして支給するものです。

この給付金の受け取りには、日本年金機構（年金事務所）へ請求書の提出が必要です。詳しくは次の専用ダイヤルに問い合わせてください。

支援給付金専用ダイヤル ☎ (0570) 05-4092

●手続き方法

【すでに年金を受給している人】

下表に該当する人には、9月上旬から順次案内文書が届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入して、返送してください。

老齢基礎年金の受給者	障害基礎年金の受給者 遺族基礎年金の受給者
▷65歳以上 ▷世帯全員が住民税非課税 ▷年金額とその他所得額の合計が約88万円以下	▷前年の所得額が約472万円以下 ※扶養親族の数で、所得の上限額が変わってきます。

※障害・遺族年金受給額は、上記の所得の対象外です。

【新しく年金を受給し始める人】

年金の請求手続きとあわせて年金事務所または役場保険年金係で手続きしてください。

●注意事項 令和5年1月4日（水）までに手続きをすれば、10月分からさかのぼって給付金を受け取れます。期限以降も手続きはできますが、令和5年2月分以降の受け取りとなり、さかのぼっては受け取れません。

●手続きに関する問い合わせ

役場保険年金係 ☎ 201-4321



▲給付対象者への案内文書（封筒）

年金に関する不審な 電話や案内に注意してください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。十分に注意してください。

1か月の病院代が 高くなったときは

I LOVE 国保
アイラブ

国民健康保険加入者は、1か月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。申請には保険証、領収書、世帯主の通帳、印鑑が必要です。

70歳未満の人、70歳以上で現役並み所得者や下表の低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人は、事前に減額認定証・限度額適用認定証の交付を役場保険年金係で申請してください。

●自己負担限度額の計算のポイント

▷月ごと（受診日が1日から末日）の自己負担額を計算します。

▷70歳未満の人は、医療機関ごとの入院と外来に区分して計算します。同じ医療機関でも歯科は別区分です。ただし、21,000円を超える区分が複数あるときは、それらを合算できます。

▷過去12か月間に4回以上、同一世帯で高額療養費の支給があった場合は、4回目から限度額が下がります。

▷入院時の食事代や、保険の利かない差額ベッド代などは対象外です。

●自己負担限度額（70歳未満）

所得要件 【総所得金額等－基礎控除(33万円)】	自己負担限度額
901万円超	25万2,600円＋ (総医療費－84万2,000円)×1%
600万円超～901万円	16万7,400円＋ (総医療費－55万8,000円)×1%
210万円超～600万円	8万100円＋ (総医療費－26万7,000円)×1%
210万円以下	5万7,600円
住民税非課税世帯	3万5,400円

●自己負担限度額（70歳以上の国保加入者）

所得要件	外来＋入院【世帯単位】	
	外 来 【個人ごと】	
現役並み所得者 住民税課税標準額 690万円以上	25万2,600円＋ (総医療費－84万2,000円)×1%	
住民税課税標準額 380万円～690万円未満	16万7,400円＋ (総医療費－55万8,000円)×1%	
住民税課税標準額 145万円～380万円未満	8万100円＋ (総医療費－26万7,000円)×1%	
住民税課税標準額 145万円未満の課税世帯	1万8,000円 ※3	5万7,600円
低所得Ⅱ※1	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ※2	8,000円	1万5,000円

※1 低所得Ⅰを除く住民税非課税の世帯

※2 同一世帯の世帯主と70歳以上の国保加入者が、それぞれ年金収入80万円以下で、その他の所得がない住民税非課税の世帯

※3 年間の限度額は14万4,000円

●問い合わせ 役場保険年金係 ☎ 201-4321